

Title	ヘルマン・マンハイム編『刑事学のパイオニア達』(刑事学叢書第一巻)
Sub Title	Hermann Manheim (ed.) : Pioneers in criminology, the library of criminology No. 1
Author	宮沢, 浩一(Miyazawa, Kōichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1962
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.35, No.5 (1962. 5) ,p.96- 102
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19620515-0096">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19620515-0096</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 紹介と批評

## Pioneers in Criminology

Edited and introduced by Hermann Mannheim

*The Library of Criminology. No. 1. (1960)*

ヘルマン・マンハイム編

『刑事学のパイオニア達』（刑事学叢書第一巻）

I 比較的最近になつて誕生し、近時、めざましい発展をとげている刑事学は、多くのすぐれた先駆者の研究、努力によつて、今日の姿をみる事が出来た。従つて、現代刑事学研究に寄与することを心掛ける者も、その輝かしい過去の先達の足跡をたどる必要に迫られる。何となれば、現在の己れを知り、将来の方向を見定める時をもつことが、ともすれば見失いがちな学びの道を正すことにもなるからであり、努力を無駄に空転させることを防ぐことにも役立つからである。

我々が過去に目を向け、さまざまに方向づけられた学説の分脈に

心を致すとき、配慮しなければならない事項は少くないが、いたずらに過去の人物、事実を物語りに記述することをまず、厳にいましめなければならぬであらう。なるほど、研究の第一歩は事実の確定にあるかも知れない。しかし、窮極の目的は、単なる事実の記述ではなくして、その意味づけにある。歴史上、その人物、事物が如何なる存在の意味を有していたか。それが存在したことによつて、現在に如何なる影響を及ぼしたか。我々の歴史をモメントとする研究は、常に分析的かつ機能的でなければならぬ。

次に、学説史を究明する態度として、過去の若干の学説を絶対化するを厳にいましめなければならない。イタリアの一部に今なおあるように、ロンブローゾ、フェリー等の研究の跡づけのみに追われたり、リヨン学派、総じて、実証学派のみを無上の存在とし、その学説を紹介、批判することが刑事学であると速断し、或はそれのみが刑事学の主流であるかの如く謬断する態度は、我々のところでは無い。

なるほど、それ等の多くの先学が、刑事学の発展に大きな歴史的な方向づけをしたことは事実であり、私もその功績を認めることにやぶさかではないが、私としては、学説史の方法としては、刑事学の進展に寄与した過去の業績は、すべて等しく我々の考慮の対象たるに価するものであり、これらに対する評価は、現代刑事学という視

点からなざるべきであると強調したのである。本誌の読者である塾生諸君に、特に一読をすすめたのが、ここに紹介しようとする刑事学のパイオニアの諸群像である。刑事学は、これらのすぐれた多くの人々の努力によつて今日の姿をみた。その成果、その歴史上占める意味は、今日でも依然として変らぬ評価に服するものである。刑事学は若い学生に喜びを与え、希望を与える学であり、未だ解決のつかない諸多の難問題を抱えた若い学問である。それは決して、灰色の学問でもなければ、それを語ることが、諸君に憂鬱な気持ちを起させるものでもない。本書を披いて、刑事学の山脈に分け入る者は、その深い楽しさを味わうに違いない。

殊に、各歴史上の人物に対して、そのライフ・ヒストリーから説き起し、犯罪、犯罪人、司法制度に対して、これらの人々が、その幼時においていかなる体験をし、それが起因となつてその一生を捧げるに至つたかを知ることが出来る。このような形で刑事学の歴史は、特に、刑事学を学ばんとする学生の興味をひかない筈がない。

II 本書は十九の論文よりなり、これらはいずれも「刑法、刑事学及び警察科学雑誌 (Journal of Criminal Law, Criminology and Police Science)」に発表されたものであつて、一九六〇年に編集主任の地位を去つたノースウェスタン大学教授ゴウルト (Gault) の

委嘱により、現在ロンドン大学の経済政治研究所で刑事学の講師をしているドイツ系の刑法学者ヘルマン・マンハイムが編集し、序説を書いている。

本書は、マンハイムの他にグローバー (E. Glover) とミラー (E. Miller) が編集に当たつている刑事学叢書の第一巻として一九六〇年に出版せられた。

先に述べた「刑法、刑事学及び警察科学雑誌」は、誌齡半世紀を超え、その間殆んど中断なく発刊せられてゐる。

アメリカ刑事学界において重要な歴史的出来事は、一九〇九年六月に、シカゴのノースウェスタン大学において「刑法、刑事学の全米会議 — National Conference of Criminal Law and Criminology」が開催せられたことであろう。まさに、この出来事は刑事学の歴史において一紀元を画するものであつた。その折にアメリカ刑法、刑事学協会が創立され、その機関誌として、右の雑誌の前身「刑法及び刑事学雑誌」の創刊をみた。編集にゴウルトが當つた。

右の会議では「外国語で発表された重要な刑事学関係の文献を英語で発刊する件、それについての作品の選択と翻訳出版の世話をする件」につき議され、委員会が設置されたが、委員の中には、パウンド、ウィグモアーの名が見えている。

そして、一九一一年から一七年迄の短期間内に、現代犯罪科学叢書 (Modern Criminal Science Series) として、当時の主導的なヨーロッパ刑事学者の主要な著作九点が出版せられたのである。即ち、Bernardo de Quirós, Hans Gross, Cesare Lombroso, Gabriel Tarde, Raymond Saleilles, Gustav Aschaffenburg, Raffaele Garofalo, Willem A. Bonger, Enrico Ferri の作品がそこで紹介せられた。右の中、ヒロスとサレイユを除き、他の七人は本書中で、その生歴と作品を中心とした紹介がなされている。

本書では、それに加えて、英国から Bentham, Hayland, Mac-onochie, Maudsley, Goring, スペインの Montero, フランスの Durheim, イタリアの Becaria が紹介され、アメリカ人としては、わずかに Doe, Ray の名がある。

この事實は、アメリカ刑事学の発展が比較的遅かつたことを示す一方、論文執筆者の中十二人もアメリカ人を算えていることは、本書がアメリカの刑事雑誌に掲載された論文を集めたという事實を加味したとしても、現代アメリカ刑事学の発達がいかにもざましいものであるかの証拠と言えよう。

いずれにせよ、このような、刑事学の発展にとつて重要な研究者、思想家の生涯につき、殊にそのライフ・ヒストリー、時代相、教養形成過程、社会的及び学問的な影響にまで立ち入つて考察し、そ

の幼時期、成年期での体験、知見と学説の形成との相関関係をみている研究の方法は、単なる読み物にとどまることなく、学史研究にとつて、重要な一つの試論といつてよいであろう。刑事司法とその科学的研究を形成することに貢献した人々を網羅した本書によつて、前人未踏の刑事学の歴史に、輝かしい基礎づけがなされた。殊に、研究上の便宜からみると、各章の末尾に、取り扱われた人物の著作と、その人物に関する資料を掲示し、併せて、その論文の執筆者を紹介していることは好ましい。

各個人についての論文を詳しく紹介することは本書にゆずり、批評せられた人と批評した人につき簡単に見てみよう。それによつて、如何に本書が、内容豊かであるかがうかがえるからである。

Ⅲ とりあげられた十七人は生年の順に従い、次のように並べられている。

ベッカーリア——いわゆる古典学派の開祖とせられている。その犯罪と刑罰に関する書は専制的な当時の社会に対する弾劾の書として、広く読まれた。(筆者はミネソタ大学社会学教授 モナケシー — Monacheasi —)

ベンサム——イギリス功利主義哲学の創始者。その立場から従来  
の法秩序を批判した。古典学派の一人に算えられる。(筆者はオク  
ラホマ大学社会学教授、ゲイス — Geiss —)

マコノキー——イギリスの刑務所制度改革者。ノーフォーク島長として、累進制、特に点数制を採用して、行刑制度に大きな貢献をした。後にバーミンガム刑務所典獄。(筆者はオーストラリアメルボルン大学刑事学部長並びにビクトリア最高裁判所判事バリー——John Vincent Barry——)

ハビランド——イギリスに生れ、ロシア訪問旅行の後アメリカにわたり、ここで刑務所施設改良につくした実務家。チェリー・ヒルの刑務所に放射状の収容施設を建設したが、この様式は後に各国に採用されるに至った。彼が刑務所としての機能に十分な考慮を配り、光、温度、換気等の点で、収容者に社会復帰への機会を与えるべく改良し、完成せしめたモデルはペンシルバニア・システムとよばれている。(筆者はペンシルバニア大学社会学科のスタッフで、現に刑務所制度を研究し、その建築をテーマとしているジョンストン——Johnston——)

レイ——アメリカの精神病医で、医学と法律との関係に多大の貢献をした。刑事責任につき、精神異状に基づく無罪の主張の根拠として、New Hampshire Rule を主唱した。(筆者は前ボストン大学精神病学教授、アメリカ精神病学会長の任にもついたオーバーホルザー——Overholser——)

ドゥ——精神障害、疾患が刑事責任を免除せしめるといふ判例

を、正面からとりあげてうち出したのがドゥ判事であつた。ニュー・ハンブシャー最高裁の判事であつた彼は、前述のレイの精神医学的な結論を判決の中にはつきりととり入れたことであつた。(筆者はニュー・ハンブシャー最高裁判事のケニソン——Kenison——)

モーズレイ——イギリスの精神病学者で、医学の立場から刑事責任を研究した。その専門分野での成果を司法制度に如何にとり入れるかについて、多大の貢献をした。(筆者はロンドンのモーズレイ病院の精神病医で、ロンドン少年犯罪研究・処遇研究所委員のスコット——Scott——)

ロンブローゾ——近代刑事学の創始者とされているトリノ大学の法医学者。(筆者はペンシルバニア大学社会学助教授ウオルフガング——Wolfgang——)

タルド——フランスの社会学者で、犯罪原因としての社会的要因を強調し、有名な「犯罪模倣の法則」を主張した。比較犯罪論及び刑罰哲学の二著で有名。(筆者はニューヨークの Keuka College の社会学教授ウィルソン・ヴァイン——Wilson Vine——)

グロース——オーストリアの生んだ刑事探証学 (Kriminalistik) の権威。グラーツ大学に刑事科学研究所を創設し、刑事学雑誌を久しく主宰していた。(筆者はウィーン大学の刑法、刑事学教授グラスベルガー——Grasberger——)

ガロファロ——生来犯人を主張したことで有名。フェリーとともに、ロンブローゾ学説を修正して、いわゆる実証学派を形成した。

(筆者はハーバート大学法学部教授アレン—Allen—)

フェリー——ガロファロとともにイタリア刑事実証学派を創始した。犯罪社会学に大きな寄与をしたが、一九二一年のフェリー草案と称せられている刑法改正案に推進力として活躍した。(筆者ベンシルバニア大学社会学教授セリン—Serlin—)

デュルケイム——コントに次いでフランス社会学に貢献した人。

その社会学の理論を刑罰理論、自殺論につき応用した。(筆者はアイオワ州立大学ランデン—Lunden—)

モンテロ——スペインの刑法、刑事学に多大の寄与をなした理想主義的な理論家。イタリア実証学派からの影響を受けているが、セネカにその起源を求めることの出来る「改善主義」の刑罰思想を受けていた人である。彼の立論の根本には、刑罰による制裁は専ら防衛的な性質を有するという主張が横たわっている。(筆者は国連の社会防衛部長——スペイン語系の南米諸大学で教授の職を歴任したこともある——ロベス・レイ—Lopez-Rey—)

アジアフェンブルク——ドイツの精神病理学者で、「犯罪と刑事政策」の著書、及び、アジアフェンブルク犯罪心理学雑誌の創刊者として有名である。(筆者はその高弟であつて、戦時中ナチに迫わ

れてイエール、カリフォルニア州立大学等で活躍し、現在バイエールのテルツで健筆をふるつているV・ヘンティッヒ—Hentig—)

ゴーリング——イギリスの犯罪学者。統計的方法を用いて、ロンブローゾの犯罪人類学による仮説を批判したことで有名。(筆者はマサチューセッツ大学社会学教授ドライバー—Driver—)

ボンガー——オランダの犯罪学者。素質を中心として考える立場が、経済的要因を余りにも軽視している。これに対して、犯罪の社会経済的原因を強調し、「犯罪と経済状況」なる著書を書いた。(筆者はライデン大学の刑法、刑事学の教授ベンメレン—Bemmelan—)

IV このような多方面にわたる先駆者達が、これ又、多彩な執筆陣によつて、紹介批判されている本書には、その序曲とフィナーレに、非常に適切な作品が置かれている。

マンハイムの序説は、いかにもこの人らしく、周到に用意され、重厚な筆致をもつて書かれている。豊かな文献を駆使し慎重な熟慮でもつて貫かれている序文は、刑事学の歴史におけるバイオニアの位置、重要なのは人なのか、それとも運動(Men or movements?)なのかを概観してから、社会科学における実証主義の意味を論じ、国際刑事学という視角から実証学派の位置を批判する。そして、実証学派といつてもいろいろな差異のあるこの集団の個々につき分析し、本書にあげられた諸群像をこの視点から眺め、いわゆる実証主

義を批判した後、第三学派の可能性を検討している。

この誘導の役割を演ずる序文には、非常に多くの注目すべき発言がある。実証主義は刑事学に固有なものでも、又一般に実証主義とよばれるものであつても、ともかく実証主義的思考として多くの特徴を有するが、しかし、その中の個々のものをとり出してみると、いわゆる古典派とよばれるものの業績の中にも同じものが見出されるし、いわゆる実証主義者も、例えば意思の自由の問題について、古典派の見解と一致していると指摘する点(二三頁以下)に注目しなければならぬ。

マイハイムが特に強調していることは犯罪的態度の社会的意義を研究すべしとする点と併せて、実証学派の批判によつて従来 of 学説に与えられた動搖、単なる形而上学的な犯罪概念の整理ではなくて、刑法及び刑事学の思索の根本を近代的に改革するためにまず、個々の犯罪者の研究を出発点とすることの反省にある。

しかし、マンハイムは単なる個人の刑事責任を追及することだけで能事終れりとする態度を肯定するわけではなく、責任概念及びその要件を更に研究し、実証主義に固有な責任、即ち、社会的に危険なものゝの重大なる責任を如何に扱ふべきかの問題に到るべきことを説いている。その結論において、将来の、刑事学の課題は、古典学派にも実証学派にも属さない第三の解決の方向、即ち、マルク・ア

ンセルやフィリップ・グラマティカ等の提唱する新社会防衛論の方向にあるのではないかと指摘している。

ジェフェリー(アリゾナ州立大学社会学教授)の手になる終章は、刑事学の歴史的発展と題され、これまで述べられた十七人の群像を中心とした刑事学の歴史が語られている。

ここではすべての問題を古典学派と実証学派の主張の対立という形で指摘している。犯罪の定義、刑事学は科学なりや、犯罪人、自由意思対決定論、刑罰の目的に分けて論じられている。

この内容豊かなフィナーレで、特に筆者ジェフェリーが強調しているのは、従来、ともすれば個々の犯罪人及び犯罪に至る個々の心理的動機を専ら科学的に(科学の名において)研究するという点に特徴をもつた実証主義の優位に対して、アメリカ刑事学の主流をなす犯罪社会学の立場から、反対の意見を表明しているのである。彼は、犯罪の社会的意義を強調し、個人を国家の侵害から保護することを第一の使命と考えた古典学派の機能を重視し、個人を研究の手段と化してしまふ行きすぎた科学的刑事学に警告を発している。ヨーロッパ系の刑事学が、刑事学の対象を犯罪か犯罪人かという原則論で争つていたのに対して、アメリカ刑事学が犯罪行動(Criminal Behavior)というモメントで両者を折衷した。そこには、行動の場としての社会に対する研究が当然予定されている。アメリカ刑事学

が、この意味でも多くの理論的恩恵をアメリカ社会学に負うていることは事実である。私共は、このような意味でのアメリカ刑事学の将来に多大の関心を払わざるを得ない。何故なら、大金持のイギリス貴族の真似をしたがる階層から、プエル・トリカン、ニグロに至る下層階層までの、極めて多様な社会的格差をはらみ、宗教的にも多様なアメリカの過去及び現在の社会が、ヨーロッパ社会を範型とするよりは、より身近に我が国の社会構造に似たものを示していると考ええるからである。

刑事学の研究方法には、実に多様な方向からのアプローチの仕方があることを本書は知らせてくれる。しかし、静的な社会に妥当する論理は、決して動的な社会には妥当しないことを我々は知つてゐる。

パイオニア達の努力を、他山の石としてはならないと思う。

V 最後に、本書についての評価をしよう。本書は、刑事学を歴史的に深く究明したという点で、まさにこの分野でのパイオニアである。この意味での長所、短所を併有している。

欠点といへば、本書は計画的に書かれなかつた論文の集大成である故に、長短よろしきを得ない。例えば、ロンプローンの項など、余りにも長いのに反して、タルド、アンアフェンブルク、ゴリーングなど短かすぎるように思われる。それに、当然扱われてもよいと

思われるもの、サレイユ、ケトレイ、ラカッサニーユ、V・リス  
ト、フォイエルバツハ等の名が見えない。もつとも、マンハイムも  
言うように、第二、第三の続巻が生まれることも期待できるわけ  
あるから、今後にまつものが多い。

寄稿者がアメリカにかたよることなく、北欧の先駆者等も是非知  
りたいものである。

しかし、何よりの本書の長所は、過去を知ることによつて、現在  
の地固めをすることに寄与し、同時に序説と終章によつて、単なる  
歴史的教訓話にとどまることなく、同時に現代刑事学の争点へと誘  
導せしめるところにある。すぐれた現代刑事学への入門書といわな  
くてはならない。

終りに、刑事学叢書はその後順調に発刊せられ、次のような諸勞  
作が相次いで公刊せられていることを指摘しておこう。

No. 2: Schaffer; Restitution to Victims of Crime. (1960)

No. 3: Rose; The Struggle for Penal Reform. (1961)

No. 4: Tuttle; The crusade against capital punishment in

Great Britain. (1961)

No. 5: Rubin; Crime and Juvenile Delinquency. (1961)

(一九六二・三・二〇稿 (宮沢浩))